

## 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年6月13日公布）に関連する政省令・施行スケジュール

食品衛生法改正項目	2019年1～6月	2019年7～12月	R2年2020年1～6月	R2年2020年7～12月	R3年2021年1～6月	R3年2021年7～12月	R4年2022年	R5年2023年	R6年2024年
-----------	-----------	------------	--------------	---------------	--------------	---------------	----------	----------	----------

H A C C P 制度化 政令10/9 省令11/7 施行 ⇒⇒⇒⇒⇒ 2020年6/1 完全施行 ⇒⇒⇒⇒⇒ ⇒⇒⇒⇒⇒ ⇒⇒⇒⇒⇒ ⇒⇒⇒⇒⇒ 2021年6/1

営業許可 (H A C C P 対象) 政令公布 10/9 地方自事体 条例改正 液卵：2021年6/1から新規営業者は、6/1からの営業許可証明必要  
液卵：2021年5/31までの営業者は2024年6/1からの営業許可証必要

営業届出 (H A C C P 対象) 省令公布 12/27 システム申請 2021・2/15開始 G P：施行開始 2021年6/1  
G P：届出猶予期間 2021年11/30まで

食品リコール情報の報告制度の創設 省令12/27 地方自事体 条例改正 システム報告 2021・2/15開始 施行開始 2021年6/1 ※食品等のリコール情報を行政が確実に把握し、的確な監視指導や消費者への情報提供につなげ、食品による健康被害の発生を防止するため、行政への届け出義務化  
食品衛生法等違反者保健所へ報告⇒都道府県等へ報告 ⇒ 厚生労働省公表⇒国民の健康守る

### ※殻付加熱卵：届出・許可制について(厚生労働省Q & Aで示す予定)

ゆで卵：殻付卵を単にゆで又は蒸し、(塩ゆで・温泉卵含む)殻付きのまま販売するのであれば簡易な加工でありその他の食料品製造業に当たり届出の対象となる。

尚、上記以外で殻をむいた状態にして更なる加工や、販売を行う場合は殻付であっても、ピータンのような高度の加工を行う場合はその業態、販売方法に応じて飲食店営業や、総菜製造業に該当し、許可業種となる。(担当部署：厚生労働省食品監視安全課 乳肉安全係)